

# 鳥取縣公報

第千五十七號

火曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

昭和十四年八月二十二日

諭

告

◆鳥取縣告諭

支那事變勃發以來既ニ二年有餘 稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰奮鬥ト銃後國民ノ熱誠ナル協力トニ依リ未會有ノ戰果ヲ收メタリ

然リト雖モ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ更ニ國民精神ノ發揚

ト國家總力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ

顧フニ事變勃發直後實施セラシ國民精神總動員ハ國民舉ツテ盡忠報國ノ精神ヲ振起シ之ヲ日常生活ノ間ニ實踐シ來レリト雖モ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ想起スルトキ更ニ一層ノ強化ヲ必須トス是レ政府ガ義ニ其ノ新展開ノ基本方針ヲ定メ全國民ノ決意ヲ新ニシ銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期セラルル所以ナリ因テ茲ニ毎月一日ヲ興亞奉公日ト定メラレ之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシメ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ自肅自省的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ一億一心興亞ノ大業ヲ翼賛シ以テ國力ノ增强ヲ圖リ強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日トセラレタリ

本縣亦政府ノ方針ニ準據シ自今毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ義ニ示セル本縣經濟戰對處生活刷新事項ノ實踐ヲ強調スルノ外特に實踐要項ヲ定メ之ガ勵行ヲ期スルコトト爲セリ縣民宜シク念ラ

00441

此ニ效シ日本精神ニ自覺シ同心協力日常生活ノ實踐ヲ通ジテ奉公ノ誠ヲ效シ猛省奮起シ此ノ興亞奉公日制定ノ意義徹底ヲ期セラルベシ

昭和十四年八月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

## 告 示

◆鳥取縣告示第五百三十二號  
西伯郡新田井手普通水利組合區域左ノ通變更ス

昭和十四年八月二十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

村名	大字名	字名	地番
大和村	佐陀	東御山跡	八四八
同	同	同	八四九
同	同	灘道ノ東	九七〇ノ一
同	沖新	田	一、三〇二
同	同	同	一、三二二
同	同	同	一、一五一
同	同	同	一、〇四八
同	同	同	一、三三一ノ内
同	同	同	一、三六一ノ二
同	同	同	一、三六一ノ四
同	同	同	一、三一〇
同	同	同	一、四二三
同	同	同	一、一七〇
同	同	同	一、一四八
同	同	同	一、一四八
同	同	同	一、一四八
同	同	同	一、一四八
同	同	同	一、一四八
同	同	同	一、一四八
仙吉谷	仙吉谷	谷	一、三九三ノ一

00443

同	同	同	東	御	山	跡	一、三九三ノ二
同	同	同	灘	道	ノ	東	八五七ノ二
同	同	同	新	兵	衛	開	九六九ノ二
同	同	同	東	御	山	跡	一〇四五ノ二
同	同	同	八	五	三	ノ一	八五三ノ一
同	同	同	八	五	三	ノ二	八五三ノ二
同	同	東	海	道	ノ	下	八五七ノ二
同	同	七	五	六	ノ	一	八五六ノ二
同	同	七	五	四	ノ	一	八五七ノ一
同	同	七	五	三	ノ	三	八五三ノ三
同	同	八	五	二	ノ	二	八五二ノ二
同	同	八	五	一	ノ	一	八五一ノ一
同	同	八	五	一	ノ	一	八五一ノ一
同	同	九	七	一	ノ	二	九七一ノ二

00444

## 昭和十四年三月三日 講合會議決

◆鳥取縣告示第五百三十三號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左記ノ者ヲ選任セリ

昭和十四年八月二十二日

大 濱 芳 雄

鳥取縣知事

副 野

見 田

喬 武

喬 雄

霜 島 潤

鳥取縣知事

副 近

見 藤

喬 直

喬 雄

◆鳥取縣告示第五百三十四號  
左記ノ者鳥取縣臨時負債處理委員會委員ヲ解任セリ

昭和十四年八月二十二日

◆鳥取縣告示第五百三十五號  
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無效トス  
昭和十四年八月二十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

喬

被保險者證  
記號番號

被保險者氏名

工場事業場又ハ事務所所在地並名稱

交付年月日  
無效トナリタ  
ル被保險者證無效トナリ  
タル年月日

備考

00445

鳥 き	四 七	梅 津 武 生	鳥取市東品治町 北根運送鳥取支店	一三、七、一〇、一四、六、五
鳥ひは	六七	福井陽之助	鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社	一二、八、二六、一四、八、一〇
東 た	一二	木田徳子	東伯郡倉吉町 大正町高城自動車株式會社	一一、七、八、一四、八、二
西 まは	二〇	山本一男	西伯郡境町 丸神連送境港支店	一〇、三、一六、一四、八、三

00446

## 通牒

發地第一五六號

昭和十四年八月十二日

市  
町  
村  
長  
殿  
總  
務  
部  
長

國民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關スル件

今回ノ支那事變ニ際シ國民徵用令ニ依リ陸海軍ニ徵用セラレタル者ノ處遇ニ關シ內務厚生兩次官軍事保護院總裁連名ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候條別記諸點ヲ御含ミノ上可然御處置相成度

一 公共團体ノ吏員又ハ雇傭人ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ應召者ニ準ジタル處遇ヲ爲ス等適當ナル處置ヲ講ズルコト

二 工場、鑛山其ノ他ノ民間事業主ニ雇傭セラル者ニシテ徵用セラレタルモノニ對シテハ身分等ニ付應召者ニ準ジタル處遇ヲ爲サシムル様適當ナル處置ヲ準ズルコト

三 陸海軍ニ徵用セラレタル者ハ軍屬トナルベキヲ以テ應徵者ノ家族ニ對シテハ軍屬ノ家族ニ對スル軍人援護ヲ及ボスコト  
ムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

四 應徵者ノ壯行、家庭ノ慰問、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル者ノ歡迎等ハ應召者ニ準ジ之ヲ爲サシムル様適當ナル處置ヲ講ズルコト

附記

被徵用者ニ對スル給與ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ニ於テ從前ノ給與等ヲ斟酌シテ之ヲ支給スペキニ

付爲念

## 發商第四〇九號

昭和十四年八月十五日

市町村長殿 經濟部長

臨時措置法ニ基ク命令ノ規定ニ依ル申請書ハ  
正副二通提出方ニ關スル件

明治二十九年一月鳥取縣令第十二號ニ依リ縣廳又ハ縣廳ヲ經テ他官廳ニ差出ス總テノ文書ハ貴所經由スルコト相成居候處輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律及之ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル申請書ハ特別ナルモノヲ除キ爾今正副二通提出セシメラレ度尙右申請書中特殊ノモノニ付テハ其ノ詳細副申ノ上意見ヲ附シ進達相成様致度此段及通牒候

受商四二三二號

昭和十四年八月十五日

市町村長殿 經濟部長

商工會議所會頭 殿  
商工會々頭  
カーバイト販賣價格ニ關スル件

カーバイト販賣價格指定ニ關シ本年五月九日附發商第二四六號ヲ以テ通牒致置候處右ノ別紙ノ商工省告示第一號中鉄賣價格トアルハカーバイト組合特約店並ニカーバイト組合非加盟者下請店ノ販賣價格ノ意ニ付御了知ノ上關係者ニ周知方可然御取計相成度此段及通牒候

追而地方鉄賣業者ノ小賣業者ニ對スル販賣價格並ニ小賣價格ニ付テハ近ク決定ノ見込ニ付申添候

受商第四三〇九號

昭和十四年八月十七日

市町村長殿 經濟部長

製鐵設備制限規則施行ニ關スル件

製鐵事業法ニ依リ一定規模以下ノ製鐵事業ニ付テハ許可制度ヨリ除外セラレシ處當今鐵屑及鐵鋼資材（製鐵設備用）ノ需給ノ逼迫セル事情ニ鑑ミ假令小規模ナリト雖モ此等製鐵事業ノ濫設ヲ放置スルニ於テハ鐵屑及鐵鋼資材ノ濫用ヲ來ス虞アリ茲ニ鐵屑ノ需給ヲ適合セシメ鐵鋼資材ノ節減ヲ圖ル趣旨ノ下ニ今般製鐵設備制限規則ヲ制定シ八月十日ヨリ施行相成候ニ付御了承ノ上本令制定ノ趣旨ヲ周知セシムルト共ニ之ガ圓滑ナル運用ニ充分協力相成度此段及通牒候

追而本令ハ別紙要綱ニ依リ取締可相成ニ付申添候

（別紙省略）

受商第四五〇九號

昭和十四年八月十七日

00449

市町村長

經

濟

部

長

商工會議所會頭

昭和十三年商工省告示第百九十九號改正ノ件

昭和十四年八月二日附商工省告示第百七十九號(昭和十四年八月二日官報所載)ヲ以テ人造綿絲ノ燃糸ノ最高價格告示相成候ニ付テハ關係業者ニ對シ周知方御取計相成度此段及通牒候

追而爲參考燃糸配給系統圖及添付候

發土第三八二號(添付書省略)

昭和十四年八月十七日

警 察 部 長

市町村長 殿

水害豫防對策ニ關スル件依命通牒

本縣ハ由來全國稀有ノ水災縣ニシテ毎年出水ニ際シ常ニ激甚ナル被害ヲ蒙リツツアルハ洵ニ遺憾トスル所ナリ殊ニ本年ハ未曾有ノ旱害ニ遭會シ農村ノ慘状目ヲ掩フモノアリ今又出水季節ノ切迫ト共ニ重ネテ風水害ノ慘フ嘗ムルガ如キ、トアラバ寔ニ遺憾ニシテ憂慮ニ堪ヘザル所ナリ而シテニモ水

害ノ防止並ニ輕減ヲ圖ルノ途ハ治水事業ノ完成ニ俟ツモノ多シト雖モ又一面水防ニ關スル施ノ強化ト豫防準備ノ充實ニ依ルモノ尠ガシズ今ヤ出水季節ニ直面シ水防ニ關スル注意ヲ喚起シ豫防準備ノ完璧ヲ期スルハ喫緊ノ要務ト認ムルヲ以テ此際一般民衆ニ對シ特ニ注意ヲ喚起スルト共ニ大体別記該當事項ニ付テハ遲滯ナク適當ナル措置ヲ講ジ以テ水害豫防ノ實績ヲ擧グル様格段ノ努力ヲ拂ハレ度右依命及通牒候

## 一 土木ニ關スル事項

(一) 左記水防材料ヲ適當ニ準備シ置クコト

(一) 玉石、繩、針金、空俵、蓆、丸太、竹、鶴嘴、鋤鍊、スコツブ、斧、鋸、鎌、提灯

(二) 出水ノ惧アルトキハ警報ヲ發シ水防員ノ參集ヲ迅速ナラシムル様豫メ指示訓練ヲナスコト

(三) 河川ニシテ堤防護岸等破壊ノ惧アル箇所ハ豫メ調査シ適當ニ措置ヲ講ジ置クコト

## 二 耕地ニ關スル事項

(一) 災害復舊工事ニ關スル注意

(イ) 井堰其ノ他ノ工事ニシテ工事中水害ヲ蒙ル虞アルモノハ已ムヲ得ザルモノノ外工事着手ヲ出水期後ニ延期スルコト

(ロ) 既ニ工事中ノモノハ極力其ノ完成ヲ急グコト

(ハ) 常ニ氣象通報ニ注意シ豪雨出水ノ虞アル場合ハ災害ヲ未然ニ防止スル應急措置ヲ講ズルコト

(二) 溝池餘水吐ニ雜草、竹木等繁茂シテ通水能力ヲ阻害スルモノ及堰板又ハ土俵等ヲ以テ餘水吐ヲ堰キ上げアルモノハ速ニ之ヲ取除キ以テ出水ノ場合餘水吐ノ最大能力ヲ發揮セシムル

00451

(三) 本年ノ如キ稀有ノ旱天續ノ場合ハ往々ニシテ溜池堤内外法面ニ龜裂ヲ生ジ續テ降雨アルトキハ雨水之ヨリ侵入ノ結果外法面ヨリ滑脱ヲ始メ遂ニ決潰ヲ來タシタル實例尠カラズ殊ニ在來ノ溜池ノ如ク法勾配ノ急ナルモノハ斯ル危險最モ多キヲ以テ堰堤ニ於ケル龜裂ノ有無ヲ検査シスル箇所ヲ發見シタルトキハ速ニ適當修理ヲ施スコト

尙其ノ修理方法ニ付テハ本縣耕地課員ノ指導ヲ受クルコト

(四) 用水假堰其ノ他河川ノ通水ヲ阻害スル虞アル用水假施設ヲ設ケタルモノハ灌溉上必要無キニ至リタル時ハ遲滯ナク之ヲ撤廢スルコト

但シ本年旱害應急施設トシテ施行シタルモノハ其ノ施設ニ付豫メ本縣耕地課派出所長ノ認定ヲ受クルコト

(五) 用水槌門ニ不完全ノ點ナキヤ之ヲ検査シ其ノ不完全ナルモノハ修理ヲ施シ出水時完全閉鎖ニ支障ナカラシムルコト

(六) 用水路附帶餘水吐ハ溜池ノ場合ト同様障害物除去ニ留意スルコト

(七) 林野ニ關スル事項

(一) 旱害其ノ他ノ爲林地ニ龜裂ヲ生ゼル箇所ハ豪雨ニ際シ崩落ノ虞アルヲ以テ龜裂箇所ニ對シテハ地元民ヲシテ粘土ヲ填充セシムルノ外適當ノ措置ヲナサシメ置クト共ニ豪雨ノ際ハ常ニ警戒ヲ怠ラズ被害ヲ最小限度ニ止ムルコト

(二) 荒廢林地復舊既設工事ニシテ補修ノ要アルモノ若ハ旱害ノ影響ヲ受ケ水路工、空積工、谷止等豪雨ノタメ流出ノ虞アリモノニ付テハ地元保護組合若ハ利害關係者ヲシテ適當イ措置ヲ講ゼシメ萬一ノ場合ニ備フルト共ニ豪雨ノ際ハ常ニ警戒ヲ怠ラズ被害ヲ最小限度ニ止ム

00452

## ルコト

## (三) 遊水林

地元管理者ニ於テ水抜其ノ他設備ニ對シ適當ノ措置ヲ怠ラズ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト

## (四) 木 材

(イ) 伐採セルモノ及現ニ伐採中ノモノハ九月上旬迄ニ山地ノ流出ノ虞ナキ箇所ニ集積スルカ若ハ貯木場其ノ他安全ナル箇所ニ搬出ヲ了スルコト

(ロ) 製材所其ノ他ノ箇所ニ搬出又ハ集積セルモノト雖モ流出ノ虞アリト認メラルモノハ安全ナル位置ニ積ミ替セシムルコト

(ハ) 今後伐採ニ着手セントスルモノニシテ(イ)ノ措置ヲ爲シ得ル見込ナキトキハ可成中途ニテ伐採ヲ中止若ハ九月上旬以後ニ伐採ニ着手セシムルコト

四 農 產 物 其 他 ニ 關 S ル 事 項

## (一) 農作物水害豫防策

1 排水路ニ注意シ滞水セシメザルコト

2 用排水路ノ雜草類ヲ除去シ水ノ流レヲ可良ナラシムルコト

3 稲田雜草ノ繁茂著シキヲ以テ除草ヲ十分ニ行フコト

4 畦畔ノ雜草ヲ刈取り置クコト

5 藤桿類ヲ水田附近ニ堆積セザルコト

6 病害蟲ノ防除ヲ行ヒ稻ヲ強健ニ仕立テルコト

7 代用作物ヲ栽培セルモノハ排水ニ特ニ注意スルコト

00453

甘諸其々他ノ蔬菜畑ニ於テハ畦直シヲ兼ネ溝上グヲ行フコト

烟ノ周圍ニ排水路ヲ設ケ置クコト

## (二) 農作物浸水後ニ於ケル對策

水面ニ浮遊セル塵芥藁、稈類ノ除去ニ努メルコト

濁水ノ浸入セシ場合ハ退キ水ニ際シ作物ニ附着セル泥ヲ流スコト

埋没セル稻ハ速ヤカニ出來得ル限り除去シ之ガ生育ニ支障ナキ様スルコト

倒伏セル作物ヲ起コシ生育ニシテ日光空氣ノ透通ヲ良好ニスルコト

病害蟲ノ發生ヲ認メタル際ハ直チニ防除ヲ行フコト

甘諸、大根、白菜類等ニアリテハ退水後直チニ清水ヲ以テ洗滌スルコト

流入土ハ輕ク耕シ土壤ヲ膨軟ニシテ日光空氣ノ透通ヲ良好ニスルコト

## (三) 養蠶水害對策

速ニ自家桑園ノ被害狀況ヲ調査シ飼育中ノ蠶兒ニ對スル桑葉ノ過不足見込ヲ樹テ不足スル場合ハ退レ蠶等ノ淘汰ニ依リ桑葉トノ均衡ヲ保持スルコトニ努メ現金支出ノ減少ヲ圖リ買桑等ヲ戒ムルコト

泥土ニ汚染シタル桑葉ヲ蠶兒ニ給與スルモ大ナル害ヲ及ボスモノニ非ザレ共水洗シテナルベク責桑ニ使用スル様留意スルコト

浸水ノ爲摘桑不可能トナリ不足ヲ生ズル場合ハ豫メ注意シテ稍々室温ノ低下ヲ圖リ給桑回數及量ヲ減ズルコト

## (四) 畜產物水害豫防對策

飼料ハ水浸ノ虞ナキ厩舎ノ二階等ニ貯藏スルコト

00454

## (五) 畜產物浸水後ニ於ケル對策

1 厥舍ノ浸水シタルトキハ可成早ク排水ヲナシ汚土ヲ取り除キ新土ト變換スルト共ニ厩舎ノ乾燥ニ努ムルコト

2 藜ノ浸水或ハ汚染セルトキハ可成飼料トセザルコト

萬一飼料トスル場合ハ清水ニテ克ク水洗ヲナスト共ニ石灰藁トナシ家畜飼料ニ供スルコト

3 災害地域ノ家畜ニ對シ健康検査ヲ勵行スルト共ニ飼養管理ニ特ニ留意スルコト

發地第一四三號

昭和十四年八月十八日

總務部長

市町村長殿選舉肅正運動ニ關スル件

來ル九月二十一日執行縣會議員總選舉ヲ目標トスル肅正運動ニ關シテハ客月二十二日發地第一四三號ヲ以テ通牒致シ置キ候條各市町村ノ實情ニ即シタル適切ナル方策ニ依リ夫々實施中ノコトト被存候處選舉告示モ切迫ノ折柄ニ付市町村幹部協議會部落懇談會等未ダ實施ナキ向モ有之候ハバ本月中ニ必ラズ開催シ選舉ニ依ル國民奉公ノ趣旨徹底ヲ圖リ選舉犯ノ絶滅棄權ノ防止ヲ期セシメ自由公正ナル選舉ノ下ニ銃後國民ノ本分ヲ完ウスルニ遺憾ナカラシムルヤウ格段ノ御配慮相成度此段及通牒候

追テ肅正運動實施要目左記様式ニ依リ本月末迄ニ御報告相成度報告ニ際シテハ殊ニ選舉肅正強調週間(自九月四日至同月十日)中ニ於テ實施すべき事項ヲ明確ニセラレ度候

(様式)

縣會議員選舉肅正運動實施要目

市町村

月 日 事 項 摘 要

受商第四五〇八號

昭和十四年八月十八日

經

濟

部

長

市町村長  
商工會議所會頭殿

從來スフ並スフ絲ノ所謂ブローカーニ對シテハステーブルファイバー及スチブルファイバー絲販賣價格取締規則適用セラレザリシ關係上闇取引ヲ誘致スル恨レアリタルノミナラズ取締上遺憾ノ點アリタルニ鑑ミ今般別紙之通り昭和十四年八月一日附商工省告示第百七十七號ヲ以テ販賣業者(製造業者ヲ除ク)ガ消費者ニ對シ販賣スル場合ノミナラズ販賣者ニ對シ販賣スル場合ニ於テモ公定價格ノ適用ヲ受ケシムルコトト相成候付テハ關係業者ニ對シ之ガ趣旨ノ徹底方ニ付可然取計相成度此假及通牒候

(別記省略)

昭和十四年八月廿二日印擲  
昭和十四年八月廿二日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
縣